

○ 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和7年6月25日

契約担当者 秋田県水産振興センター所長 中林 信康

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和7年度漁業調査指導船「千秋丸」中間検査工事（工事番号第1号）
- (2) 工事場所 落札業者施設内
- (3) 工事期間 契約日から令和7年9月19日まで
- (4) 工事概要 特記仕様書のとおり
- (5) 予定価格 23,357,400円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 千秋丸の係留港である船川港を起点として、210海里（約389km）以内に当該工事を施工できる施設、設備を有すること。なお、船川港からの距離は内航距離表（社団法人日本海運集会所発行）によるものとする。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 造船法第2条に規定する許可又は小型船造船業法第4条に規定する小型船造船業登録を受け、登録業種として、小型鋼船造船業又は小型鋼船修繕業の登録を受けていること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (6) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を次により提出しなければならない。

① 提出書類等

- ア 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 造船法第2条に規定する許可証又は小型船造船業登録証の写し

② 提出期間

令和7年6月25日（水）から令和7年7月4日（金）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

③ 提出時間

午前9時から午後5時まで

④ 提出場所

秋田県水産振興センター総務企画室総務企画チーム
（〒010-0531 男鹿市船川港台島字鶴ノ崎8番地4）

⑤ 提出部数

1部

⑥ 入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に公告日より掲載し配布するものとする。

- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加資格確認申請書提出後に行い、その結果については、令和7年7月8日（火）までに通知する。

- (3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- (4) (2)において、資格なしと通知された者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。なお、当該請求をしなかった場合にあっては、当該通知の日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して苦情の申し立てを行うことができる。

4 設計図書等の交付

本工事に係る仕様書、契約書案、金額を記載しない内訳書（以下「設計図書等」という。）については、令和7年6月25日（水）から令和7年7月11日（金）までの期間、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

5 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、令和7年7月2日（水）までに秋田県水産振興センター所長に書面により行わなければならない。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和7年7月4日（金）までに秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

6 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条の規定により納付を要する。ただし、同規則第162条の規定により免除を希望する場合は、入札書提出前までに、該当していることを証する書類を提出すること。

7 契約保証金

落札者は、落札決定の日から5日以内（休日を含む。5日目が休日又は祝日となっている場合は、その翌日まで）に請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一を付さなければならない。

- (1) 契約保証金（現金）の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供
- (3) 金融機関等又は保証事業会社の保証

8 契約保証金の免除

契約担当者は、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に水産振興センター所長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札書等の提出等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
令和7年7月14日（月）午前11時
秋田県水産振興センター講堂
- (2) 郵送による入札書の提出期限及び提出方法
令和7年7月11日（金）正午までに3（1）④に掲げる場所に提出すること。
なお、この場合においては、入札書在中の旨を表記した封筒に封入のうえ、さらにこれを封書して書留により提出すること。
また、入札責任者及び連絡先を明らかにする書面を同封するものとする。
- (3) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを

問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札の提出に合わせて提出すること。

(5) その他

① 入札執行回数は、1回までとする。

② 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

10 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が最も低い者を落札者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札者とする。

(2) 落札者となった者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札

(2) 開札日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札

(8) 記名押印を欠く入札

(9) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

12 その他

(1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。

(2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。

(3) 提出された入札参加資格確認申請書等は返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。

(4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(5) 工期は、事情により変更することがある。

(6) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。

(7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

(8) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）の定めるところによる。

13 問い合わせ先

秋田県水産振興センター総務企画室総務企画チーム

〒010-0531 秋田県男鹿市船川港台島字鶴ノ崎8番地4

TEL 0185-27-3003

FAX 0185-27-3004